## 議案等の審議結果

条 例 等	
三木市名誉市民の称号を贈るにつき同意を求めること	同意(全会一致)
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改 正する条例の制定	可決(賛成多数)
三木市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定	可決(賛成多数)
一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制 定	可決(全会一致)
三木市税条例の一部を改正する条例の制定	可決(全会一致)
三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	可決(全会一致)
三木市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する 条例の制定	可決(全会一致)

予算	
平成28年度三木市一般会計補正予算(第3号)に対する修正動 議(提出者:大西秀樹議員)	否決(賛成少数)
・補正予算のうち、別所ゆめ街道カフェテラス建設費(1億16万円)	を削除する。
平成28年度三木市一般会計補正予算(第3号)	可決(賛成多数)
マケの処をによるよりというのになる。204丁のイロナウセル	0.0.0 体

予算の総額に歳入歳出それぞれ25億6,204万2千円を追加し、338億5,851万8 千円とする。

## (主な内容)

- ・ふるさと納税の寄附金が当初より増加する見込みとなったため、記念品〔2,500万円〕を増額するとともに、寄附金の増収額を翌年度以降の事業に活用するため、こころのふるさと三木応援基金に積み立てる。〔5,000万円〕
- ・平成28年1月から中学生までの医療費の完全無料化を行ったところ、医療費が当初見込みを上回るため、乳幼児等医療費を増額。〔1,300万円〕
- ・消費税が8%に増税されたことによる影響を緩和するため、支給要件該当者に平成29年4月から平成31年9月まで2年半分1万5千円の臨時福祉給付金を全国的に支給することとなったため、事業費を追加。 [2億4,492万7千円]
- ・よかわ認定こども園の開設に向け、送迎用の駐車場の整備や遊戯室のエアコンの設置、低年齢用の便器への交換等の費用を追加。〔3,500万円〕
- ・国の2次補正により、吉川地区の道路維持補修工事〔1,200万円〕、有安橋等の橋梁維持補修工事費等〔9,000万円〕を増額。
- ・別所ゆめ街道カフェテラスの建設について、国において「地方創生拠点整備交付金」により 事業費の2分の1の補助を受けられる制度が創設され、その活用にあたっては12月補正で 予算計上する必要があることから、カフェテラス本体の建設工事費〔7,500万円〕と外構工 事費〔2,500万円〕を追加。
- ・三木、志染、豊地の3小学校の体育館の非構造部材耐震改修費〔4,700万円〕、緑が丘東小学校のエレベーターなどの設置費〔1億1,000万円〕、理科教育備品の購入費〔160万円〕、 来年度の特別支援学級の新設に要する備品購入費等〔300万円〕を追加。
- ・三木、三木東、別所、吉川の4中学校の体育館の非構造部材耐震改修費〔1億1,400万円〕、 吉川中学校のトイレ改修費〔5,100万円〕、理科教育備品の購入費〔120万円〕を追加。

・ (仮称)総合体育館の建設費について、平成29年度に予定していた工事を前倒しし、本体工事費等 [13億6,220万4千円]、駐車場の整備工事費 [7,000万円] を増額。		
平成28年度三木市介護保険特別会計補正予算(第2号)	可決(全会一致)	
平成28年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	可決(全会一致)	
平成28年度三木市水道事業会計補正予算(第1号)	可決(全会一致)	
平成28年度三木市下水道事業会計補正予算(第1号)	可決(全会一致)	

<b>决</b> 算	
平成27年度三木市一般会計歳入歳出決算	認定(賛成多数)
平成27年度三木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	認定(賛成多数)
平成27年度三木市介護保険特別会計歳入歳出決算	認定(賛成多数)
平成27年度三木市農業共済事業特別会計決算	認定(全会一致)
平成27年度三木市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算	認定(賛成多数)
平成27年度三木市学校給食事業特別会計歳入歳出決算	認定(全会一致)
平成27年度三木市水道事業会計剰余金の処分及び決算	認定(全会一致)
平成27年度三木市下水道事業会計決算	認定(全会一致)

請願	
家族介護はもう限界です!障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出を求める請願	採択(全会一致)

	意	見	書		
家族介護はもう限界です!障害の早急な整備を求める意見書		きる基準	盤となる暮ら	らしの場	可決(全会一致)

of 1 months and the control of the c	
動。	
三木市長等倫理審査請求受付事務に関する事務検査を求める動議 (提出者:大西秀樹議員)	否決(賛成少数)
三木市長に対する倫理審査会の開催を求めた署名が有権者数の 50 署名者数を満たしているにも関わらず、市は受理せずに返却した。その きが適切であったか否かについて、議会が検査する。	
三木市長不信任動議(提出者:大西秀樹議員)	否決 (※ 所定数に達せ ず)
**	5 J 7 J = X

議会が「市長倫理審査請求書を受理し、市長等倫理審査会の開催を求める決議案」を可決したことについて、市長から「署名活動は倫理の名を借りた市長への政治的なイメージ

ダウンを図ろうとするもの」、「少数意見を意識し過ぎたもの」、「三木市議会が正常に機能しているか甚だ疑問」等の発言があった。多くの市民や議会の意見を冒とくするものであり、市長にふさわしくないと考えるため、市長を信任しない旨の議決を行う。

(※ 不信任議決は、議長も表決に加わり、出席議員の4分の3以上の同意が必要)

## 決 議

市長倫理審査請求書を受理し、市長等倫理審査会の開催を求める決議案(提出者:大眉均議員、藤本幸作議員)

可決(賛成多数)

条例に基づき署名が添付された審査請求を市の判断で受け付けないことは、市政に対する市民の信頼を損ねることにつながるので、審査請求書を受理し、市長等倫理審査会を開催するよう求める。